17　特別法人事業税の「㊾のうち見込納付額㊿」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［18～23　略］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式別表１記載要領

［１～４　略］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２⑵付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑴）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　略］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

［第６号様式別表５の２記載要領　略］

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙七　挿入］

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の６の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第１条の規定による改正前の法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年４月１日から令和３年３月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

17　特別法人事業税又は地方法人特別税の「㊾のうち見込納付額㊿」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［18～23　同左］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式別表１記載要領

［１～４　同左］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２⑵付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑴）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の12））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

［第６号様式別表５の２記載要領　同左］

第六号様式別表五の六

削除

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の６の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。